

知多北部広域連合広域計画

(平成12年2月29日議決)

変更 平成16年2月27日議決

変更 平成18年2月24日議決

変更 平成21年2月26日議決

変更 平成26年2月27日議決

第1 広域計画の趣旨

知多北部広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務に関連して、広域連合並びに広域連合を組織する東海市、大府市、知多市及び東浦町（以下「関係市町」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定める。

第2 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- 1 介護保険事業の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- 2 広域計画の期間及び改定に関すること。

第3 広域連合及び関係市町が行う事務

広域連合及び関係市町は、介護保険事業の実施に関連して、次の事務を行う。なお、関係市町において広域連合規約第4条（広域連合の処理する事務）に規定する事務の一部を行うに当たっては、関係市町の担当職員を広域連合の職員に併任することとする。

1 被保険者の資格管理

被保険者の資格管理は、資格の得喪・異動の届出について住民基本台帳法上の届出をもって代えることとすることなどから、関係市町の持つ住民基本台帳等の

情報を活用できるよう関係市町との間に構築した情報ネットワークシステム（以下「情報システム」という。）により、広域連合が行う。

住民からの被保険者資格に関する届出や申請の受付は、原則として関係市町において行う。

2 要介護認定及び要支援認定

要介護認定及び要支援認定は、介護認定審査会の審査判定結果に基づき、広域連合が行う。

介護認定審査会は、概ね5人の委員で構成する合議体（審査部会）で審査判定を行う。要介護認定等を円滑かつ迅速に行うため、審査部会は、関係市町単位に審査判定件数に応じた数を置く。介護認定審査会の委員の選任に当たっては、関係市町の長の意見を聴く。

広域連合は、審査判定が公平公正に行われるよう、訪問調査を担当する認定調査員（介護支援専門員）や介護認定審査会の委員の定期的な研修を行う。

また、広域連合は、認定結果への信頼性を高めるため、認定調査結果等の認定経過に関する情報の開示に努める。

被保険者からの認定に関する申請の受付は、原則として関係市町において行う。

3 保険給付

保険給付は、要介護・要支援認定者に対して現物給付又は現金給付（償還払い）により、広域連合が行う。

地域密着型サービス事業者の指定等については、関係市町の意見書を基に広域連合が指定等を行う。

保険給付に関する届出や申請及び地域密着型サービス事業者の指定に関する申請の受付は、原則として関係市町において行う。

4 介護保険事業計画の策定

介護保険事業計画は、介護給付対象サービスの利用見込量及びその確保策並びに保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項等について定める。

計画の策定は、関係市町からの公募委員を含めた住民参加の介護保険事業計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に諮り、広域連合が行う。

計画の見直し及び進行管理については、推進委員会が行う。

5 保険料の賦課及び徴収

第1号被保険者の保険料（以下「保険料」という。）の賦課は、保険料が第1号被保険者本人及びその属する世帯の世帯員の所得状況に応じて段階的に定められることから、情報システムにより関係市町の持つ課税情報や年金情報等を活用して、広域連合が行う。

保険料の普通徴収及びその滞納整理は、関係市町の協力を得て、広域連合が行う。

保険料に関する届出や申請の受付は、原則として関係市町において行う。

6 地域支援事業

地域支援事業は、事業対象となる高齢者の把握について、関係市町の持つ健診情報等を活用する必要があることから、情報の共有と連携を図るため、関係市町（福祉・保健部局）、地域包括支援センター及び広域連合に地域支援事業ネットワークシステムを構築し、広域連合が行う。

ただし、地域支援事業の一部を関係市町、地域包括支援センター及び民間事業所等への委託により実施する。

7 保健福祉事業の実施

高齢者に関する保健福祉事業は、関係市町がそれぞれの老人保健福祉計画等に基づき独自に行う。

関係市町の高齢者に関する保健福祉事業と介護保険事業計画が整合性のあるものとなるよう必要な連絡調整を広域連合が行う。

8 介護保険サービスの提供基盤の整備

介護保険サービスの提供基盤の整備については、広域連合が介護保険事業計画に基づき関係市町との連絡調整を行う。

特に、施設サービスについては、サービス利用見込量を満たす供給量が確保できるよう、民間活力の導入を原則として積極的に民間事業者を支援する方向で検討を進め、必要に応じ公設を含めた基盤整備の方策を確立する。

9 相談及び苦情への対応

介護保険に関する住民からの相談や苦情への対応は、関係市町と広域連合が緊密に連携して行う。

第4 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、計画期間満了前に見直しを行う。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

附 則（平成16年3月2日公告第2号）

この計画は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日公告第6号）

この計画は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月2日公告第1号）

この計画は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成26年4月1日から施行する。